

次のとおり一般競争入札〔あらかじめ定められた期間内に入札書を郵便等による送付又は直接提出する方法により行う一般競争入札（以下「期間入札」という。）〕を実施する。

令和6年4月24日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

1 入札に付する物件

(1) 売却物件（建物等解体撤去条件付土地）

物件番号	所在及び地番	地目	構造	数量	予定価格 (最低売却価格)
1	室蘭市寿町一丁目18番18	宅地	—	564.72㎡	9,080,000円

(2) 売却物件の解体撤去の対象となる建物及び工作物等

所在等	種類等	構造	数量
室蘭市寿町一丁目18番11 (家屋番号：18番11の10)	居宅	ブロック造 亜鉛メッキ板金葺 平家建	72.90㎡
室蘭市寿町一丁目18番11 (家屋番号：18番11の11)	居宅	ブロック造 亜鉛メッキ板金葺 平家建	72.90㎡
室蘭市寿町一丁目18番18	給水設備	鑄鉄造	1箇
室蘭市寿町一丁目18番18	排水設備	コンクリート造	1箇

2 建物等の解体及び撤去

今回の入札物件は建物等解体撤去条件付土地であることから、建物等の解体及び撤去については、次により実施すること。

- 売却物件の解体の対象となる建物等を売買契約締結日の翌日から起算して、1年以内に解体及び撤去するものとし、これに要する一切の費用は、買受人の負担とする。
ただし、あらかじめ理由を付した書面を提出し、やむを得ないと認められる場合は、期限を延長することができる。
- 解体及び撤去の範囲は、売却物件に存する建物、建物基礎、給排水設備等の工作物、地下埋設物及び建物内の動産並びにその他残置物の一切を含めるものとする。
- 建物等の解体及び撤去を着手及び完了した時は、その事実を証する資料を添えて書面により報告することとし、両者が現地立会いの上、その状況を確認するものとする。
- 建物等の解体撤去の工事及び廃棄物の処理等においては、雇用及び環境に係る関係法令を遵守すること。
- 引渡しの日から解体及び撤去の完了の日まで、建物等の管理責任は買受人にあるものとし、十分な注意をもって建物等を管理すること。この場合に必要な一切の費用は、買受人の負担とする。
- 買受人は、建物等の解体及び撤去に伴い、第三者から苦情や異議申し立てがあったときは、責任をもって解決するとともに、第三者に損害を与えた場合は、その責めを負う。

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）
- 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- 次の要件のいずれかに該当するものとして、北海道警察本部（以下「道警本部」という。）から排除要請があった者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - 入札対象物件を、落札後、暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの）の用に供しようとするもの

エ 次のいずれかに該当するもの

- (ア) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
- (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
- (ウ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

オ アからエまでに該当するものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの

4 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所、期間及び問い合わせ先

(1) 場 所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階
北海道教育庁総務政策局施設課施設企画係

(2) 期 間

令和6年(2024年)4月24日(水)から同年5月24日(金)までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く、毎日午前8時45分から午後5時00分まで

(3) 問い合わせ先

- ・ 電話番号
011-204-5709
- ・ 電子メールアドレス
kyoiku.gakoshi1@pref.hokkaido.lg.jp

5 入札書等の用紙を交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

また、北海道教育委員会のホームページから、ダウンロードすることができる。

6 入札参加申込書の提出

(1) 提出方法

入札参加申込書は、4の規定により交付を受けた入札参加申込書の様式を使用し、入札参加申込書の受付期間中に配達証明郵便、持参又は電子メールにより提出すること。

なお、電子メールで提出する場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認すること。

(2) 入札参加申込書受付期間

令和6年(2024年)4月24日(水)から同年5月10日(金)までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、毎日午前8時45分から午後5時00分まで

(3) 提出先

4に記載のとおり

(4) 押印の省略

押印を省略する場合、入札参加申込書には、申込者等の記載に加え、担当者の氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。なお、内容等の確認のため、記載の担当者に連絡することがある。

7 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を、指定された納付方法により道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

8 入札方法及び受付期間

(1) 入札方法

入札は5の規定により交付を受けた入札書の用紙を使用し、封筒に入札書のみを入れて封をし、「自己の氏名」を表記するとともに「道有財産の売払いに係る期間入札書」、「物件番号」を朱書きで記載し、その封筒と入札保証金提出書等を別の封筒に入れ、入札受付期間中に配達証明郵便又は持参の方法により提出すること。なお、電報による入札は認めないものとする。

(2) 入札受付期間

令和6年(2024年)4月24日(水)から同年5月24日(金)までのうち、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、毎日午前8時45分から午後5時00分まで

(3) 提出先

北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階
北海道教育庁総務政策局施設課施設企画係

9 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を指定された納付方法により道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

10 契約書作成の要否及び代金支払方法

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。
- (3) 代金は道が指定する方法により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

11 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年（2024年）5月27日（月）午前11時00分から
- (2) 場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階会議室

12 開札の公開

開札を公開するので、開札の傍聴を希望する者は、開札執行時刻の15分前までに開札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

13 その他

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。